

雨水貯留・浸透施設設置基準

平成 27 年 3 月 16 日

(目的)

第 1 条 この基準は、雨水貯留・浸透施設の設置等に関し、必要な事項等を定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この基準は、栃木市雨水貯留・浸透施設設置補助金交付要綱に定める申請のあったものについて適用するものとする。

(設置場所)

第 3 条 雨水貯留・浸透施設を設置する場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 建築物の安全に配慮した場所であること。
- (2) 周辺の構造及び境界に悪影響を及ぼすおそれのない場所であること。

2 雨水浸透施設は、次の各号に掲げる場所に設置してはならない。

- (1) 周辺のがけ、よう壁等に悪影響を及ぼすおそれがある場所。
- (2) 雨水の浸透効果が見込めない場所。
- (3) その他市長が雨水浸透施設を設置することが不相当と認めた場所。

(設置工事)

第 4 条 雨水貯留施設の設置工事は、次の各号に掲げるとおり施工するものとする。

- (1) 雨水貯留施設は、次の各号に掲げる基準に適合するものを設置すること。

ア 貯留容量が、150リットル以上であること。

イ 堅固で耐久性を有すること。

ウ 遮光性を有すること。

エ 水栓、ポンプ等を備えていること。

オ 蓋等で密閉された構造であること。

(2) 雨といから直接接続できる場所に設置すること。

(3) 雨水貯留施設が転倒しないよう安全を確保すること。

(4) 原則として余剰水は、水路等へ放流しないよう努めること。

(標準図1)

2 雨水浸透施設の設置工事は、次の各号に掲げるとおり施工するものとする。

(1) 掘削は、地山状態をできるだけ保護し、浸透能力を損なわないように配慮すること。

(2) 掘削及び雨水浸透施設の設置作業は、降雨等で掘削面が乱されないように施工当日の完了に努めること。

(3) 雨水浸透施設は、内径300ミリメートル以上のコンクリート製又は樹脂製で、蓋付の構造の市販製品を使用すること。

(4) 雨水浸透施設の周りには砕石4号(20～30ミリ)を充てんし、その周りには透水シートを設けること。

(5) 原則として余剰水は、水路等へ放流しないよう努めること。

(標準図2)

(維持管理)

第5条 雨水貯留・浸透施設の管理者は、次の各号に掲げるとおり当該施設の適正な管理に努めるものとする。

(1) 雨水貯留・浸透施設に土砂、ごみ等が堆積し、当該施設の機能が低下することがないように定期的な点検及び清掃を行うこと。

(2) 雨水貯留・浸透施設に破損又は異常が認められたときは、機能を回復させるために、必要な措置を講じること。

(3) 雨水貯留施設は、大雨が予想されるような場合には、できる限り多くの雨水を貯留できるようにするため、事前に空の状態にするよう努めること。

(補足)

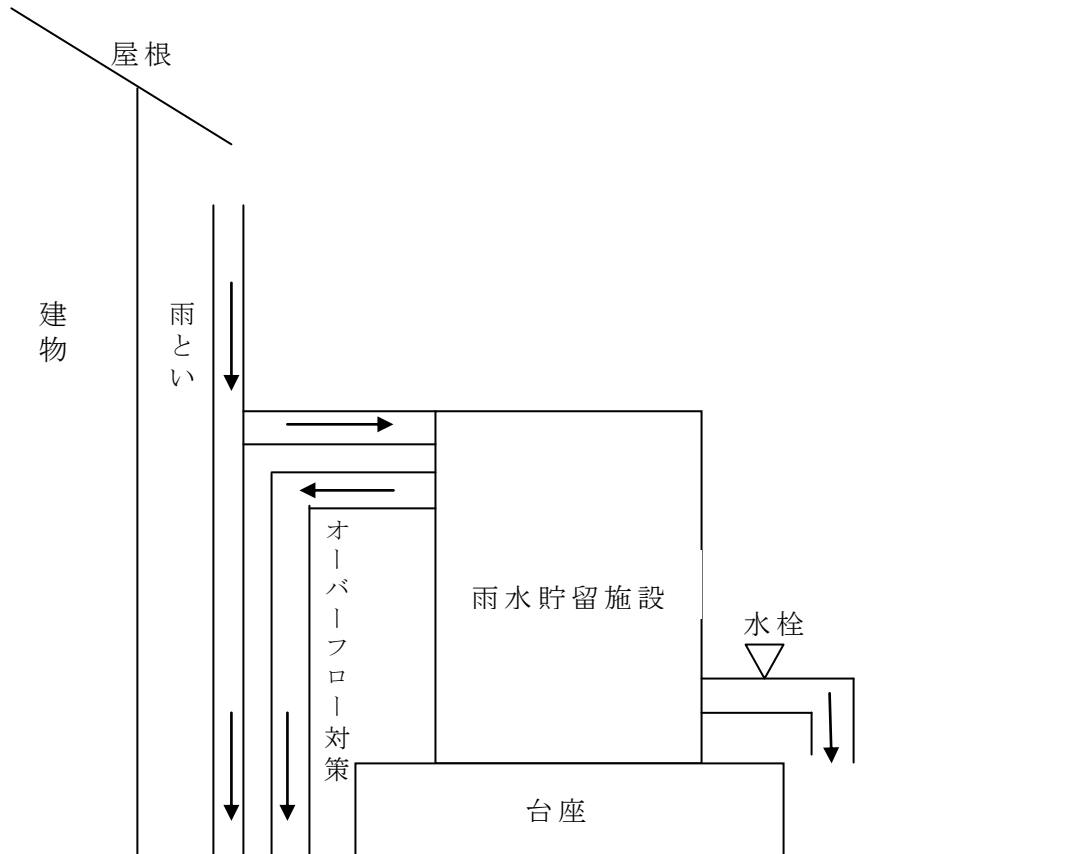
第6条 この基準により難しい場合は、その都度市長が決定する。

附 則

(施行期日)

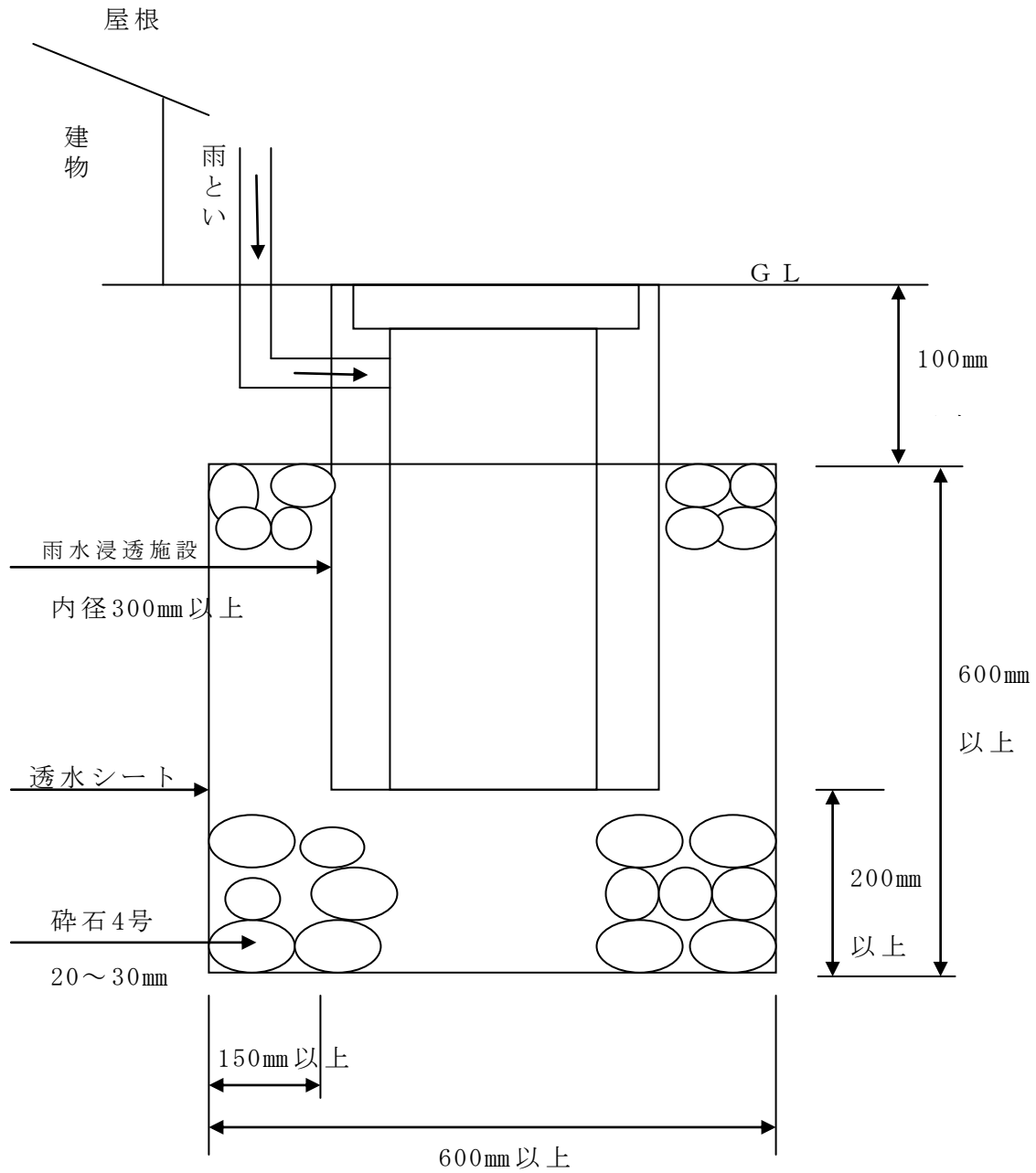
1 この基準は、平成27年4月1日から適用する。

標準図 1 雨水貯留施設



※雨水貯留施設の貯留容量は、150リットル以上とする。

標準図 2 雨水浸透施設



※雨水浸透施設は内径300mm以上を使用すること。

※碎石4号を標準とする。

※透水シートを設けること。